

令和 8 年度松島町国民健康保険税について

●税率

| 区 分     | 医療給付費分     | 後期高齢者<br>支援金分 | 介護納付金分    | 子ども・子育て支援金分                  |
|---------|------------|---------------|-----------|------------------------------|
| 所 得 割 額 | 7.34%      | 2.94%         | 2.34%     | 0.30%                        |
| 均 等 割 額 | 21,200円／人  | 7,800円／人      | 8,900円／人  | 均等割900円／人<br>18歳以上均等割額100円／人 |
| 平 等 割 額 | 16,200円／世帯 | 6,200円／世帯     | 4,700円／世帯 | 700円／世帯                      |
| 賦課限度額   | 670,000円   | 260,000円      | 170,000円  | 30,000円                      |

令和 8 年度国民健康保険税納税通知書（本算定賦課）を発送します

7月13日㊤に、世帯主宛に納税通知書を発送します。国民健康保険は、世帯主が加入していなくても、世帯に1人でも加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

必ず納付方法をご確認ください

所得や世帯主の状況等によって、年金による引き落としが10月から開始される場合や、年金引き落としから納付書払いに切り替わる場合もありますので、納税通知書をご確認ください。

軽減判定基準額が変更となります

| 区 分  | 改正前      | 改正後      |
|------|----------|----------|
| 5割軽減 | 305,000円 | 310,000円 |
| 2割軽減 | 560,000円 | 570,000円 |

子ども・子育て支援金制度が始まります

令和8年度から国の制度により、子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。児童手当の拡充等子育て施策の新たな財源として、すべての医療保険において加わります。7月の本算定賦課から反映されます。

▶ 問合せ先：財務課税務班 ☎ 354-5703

資格確認書等の更新について

現在お手元にある国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書の有効期限は、7月31日です。7月中に新しい資格確認書または資格情報のお知らせを送付します。

国民健康保険の方

マイナ保険証の登録の有無で送付されるものが異なります。

| ・マイナンバーカードをお持ちでない方<br>・マイナンバーカードに保険証利用登録をしていない方                                                            | マイナ保険証をお持ちの方                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【資格確認書】（水色）を送付します。</p> <p>「資格確認書」を提示することで医療機関を受診することができます。</p> <p>限度額適用認定証等が必要な方は、改めて8月以降に申請してください。</p> | <p>【資格情報のお知らせ】を送付します。</p> <p>医療機関を受診する際は、マイナンバーカードを使用してください。</p> <p>限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。</p> |
| <p>郵送方法：簡易書留</p> <p>ご不在で受け取れなかった場合は、7月末日までに松島郵便局で受け取ってください。</p>                                            | <p>郵送方法：普通郵便</p>                                                                                                     |

後期高齢者医療保険の方

令和 8 年 8 月から資格確認書の交付方法が変わります。

令和8年8月1日以降は、85歳以上の方、及び84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書（みどり色）をお送りします。（郵送方法：簡易書留）

|          |                | 令和 8 年 7 月まで | 令和 8 年 8 月から           |
|----------|----------------|--------------|------------------------|
| 85 歳以上の方 |                | 資格確認書        | 資格確認書                  |
| 84 歳以下の方 | マイナ保険証を持っていない方 | 資格確認書        | 資格確認書                  |
|          | マイナ保険証を持っている方  | 資格確認書        | 資格情報のお知らせ<br>郵送方法：普通郵便 |

令和 8 年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、医療分として、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して、個人ごとに賦課されます。今年度から、新たに子ども分（子ども・子育て支援金分）が計算されます。

医療分は2年毎、子ども分は毎年見直しされ、宮城県後期高齢者医療広域連合が決定します。

詳しくは、7月に送付される保険料額決定通知書をご確認ください。

▶ 問合せ先：町民福祉課町民サービス班  
☎ 354-5705  
宮城県後期高齢者医療広域連合  
☎ 266-1021

